



埼玉県報

第2161号

平成22年2月26日

金曜日

目次

規則

- [埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則\(住宅課\)](#)
- [埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則\(交通規制課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [久喜都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [坂戸都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [入間都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [蓮田都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)

- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [川里中央土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [狭山市営土地改良事業笹井地区（基盤整備促進事業）の換地処分\(川越農林振興センター\)](#)
- [嵐山中部土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [北本都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [入間市野田土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [朝霞都市計画根岸台五丁目土地区画整理組合の事業計画の変更認可について\(市街地整備課\)](#)
- [新座都市計画新堀二丁目土地区画整理事業の決定\(市街地整備課\)](#)

- [新座都市計画栄・池田土地区画整理事業の決定\(市街地整備課\)](#)
- [三郷市三郷インター南部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県道鴻巣羽生線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道行田蓮田線の区域の変更\(北本県土整備事務所\)](#)
- [国道二百五十四号の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道岩殿観音南戸守線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [一般国道百二十二号の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第86条の5第2項に基づく認定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第73条第1項に基づく建築協定の認可\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の設立\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第四号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表二四の項中「三〇四」を「四〇六」に改め、同表四六の項中「一四〇」を「一八七」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年三月一日から施行する。

規 則

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2 月 26 日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第 1 号

埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の 16 の項中「大字高島字本郷」を「二ツ小屋」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 3 月 1 日から施行する。

告 示

埼玉県告示第二百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サポートプロデューズセンター
- 三 代表者の氏名
松田 由美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市東本郷一―二二東本郷ビル一F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、昨今の低迷する経済情勢及び格差社会の中、等しく生活基盤の安定を図るため、全般に亘り弱者救済を行政自治に委ねるばかりではなく、各方面の専門家、弁護士などの協賛を仰ぎながら、一般市民の生活向上をサポートし、広く公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サポートグリーン
- 三 代表者の氏名
石黒 三智
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市入間川千四百十七番地の一 三 四百五
- 五 定款に記載された目的
この法人は、在宅での介護、看護、援助が必要な高齢者、障害者、その家族、その他援助を必要とする人々に対し、住民参加と相互援助、共生の精神に基づき、地域社会に根ざした介護、看護、援助サービスを提供し、全ての人々が安全、かつ健康で文化的な生活ができる地域社会作りと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第二百二十九号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人みねぎしデンタルクリニック	所在地	入間郡毛呂山町岩井2487 - 2	入間郡毛呂山町岩井東1 - 11 - 5
もろやま眼科	所在地	入間郡毛呂山町岩井1509 - 1	入間郡毛呂山町岩井西2 - 11 - 8
ライフひまわり歯科	所在地	入間郡毛呂山町岩井2621 - 1	入間郡毛呂山町岩井西3 - 12 - 34
アポック毛呂岩井薬局	所在地	入間郡毛呂山町岩井1954 - 1	入間郡毛呂山町岩井西5 - 13 - 6
医療法人 植田歯科医院	所在地	入間郡毛呂山町岩井1495 - 16	入間郡毛呂山町岩井西2 - 16 - 17
ながせデンタルクリニック	所在地	入間郡毛呂山町長瀬838 - 2	入間郡毛呂山町南台1 - 3 6 - 18

告 示

埼玉県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団恵重会 大越医院	越谷市平方1710-2	平成21年12月31日
もしもし薬局	坂戸市南町31-15	平成21年12月31日
こやま歯科診療室	春日部市南中曽根1071	平成21年9月30日
クオール薬局 草加2号店	草加市谷塚町120-2	平成21年12月26日
戸田公園駅前眼科医院	戸田市本町4-17-28WINビル302号	平成22年2月3日
ファイン矯正歯科	朝霞市浜崎1-2-10アゴラビル7F	平成19年4月1日
医療法人社団健鈴会 並木病院	所沢市東狭山ヶ丘5-2753	平成22年1月3日
渋谷医院	鳩ヶ谷市坂下町2-6-16グリーンハイツ6-102	平成21年12月31日
たかさご歯いしゃ	草加市高砂1-3-20	平成21年11月1日
安部医院	所沢市三ヶ島3-1140-5	平成22年1月31日
ツルセ歯科	富士見市鶴瀬東1-11-16 兵藤ビル2F	平成22年1月16日
木股歯科医院	春日部市米島1160-19	平成21年10月30日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
山本 晋		あさひ接骨院	東京都足立区関原3-8-7	平成21年11月6日

告示

埼玉県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	辞退年月日
医療法人社団弘陵会 藤平耳鼻咽喉科	11 三郷市彦成2-1-3-1-1	平成22年1月31日

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ステップ介護サービス	大里郡寄居町大字寄居1007-1	有限会社 ステップ	介護予防訪問介護	平成21年12月1日
サン介護サービス	熊谷市石原2-67 永島ビル203	株式会社 和陽	居宅介護支援	平成22年1月8日
医療法人新正会 間柴医院	飯能市緑町3-4	医療法人 新正会	訪問リハビリテーション	平成22年1月1日
			居宅療養管理指導	
			介護予防訪問リハビリテーション	
			介護予防居宅療養管理指導	
健ナビ薬局戸田公園	戸田市新曽南2-4-8	薬樹株式会社	居宅療養管理指導	平成22年2月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
スギ薬局 狭山店	狭山市広瀬東2-41-1 ヤオコ-狭山店2階	株式会社スギ薬局	居宅療養管理指導	平成21年10月30日
			介護予防居宅療養管理指導	
有限会社秩父薬剤師会調剤センター 日野田薬局	秩父市日野田町2-2-33	有限会社秩父薬剤師会調剤センター	居宅療養管理指導	平成22年1月27日
			介護予防居宅療養管理指導	
あさひヶ丘訪問看護ステーション	日高市森戸新田99-1	医療法人積仁会	訪問看護	平成22年2月2日
			介護予防訪問看護	
グループホーム 八潮	八潮市緑町1-23-8	株式会社寿エンタープライズ	認知症対応型共同生活介護	平成22年12月1日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	
ニチイケアセンター-三郷	三郷市谷口212 堀切マンション101	株式会社ニチイ学館	訪問介護	平成22年1月29日
			介護予防訪問介護	
リハヴィレッジ上尾	上尾市菅谷1-24	株式会社リハヴィレッジ	通所介護	平成22年2月5日
			介護予防通所介護	
デイサービスセンターふじ	ふじみ野市上福岡6-4-5	株式会社千雅	通所介護	平成22年2月8日
			介護予防通所介護	
パーソナルアシスタントくまがや	熊谷市鎌倉町137新井ビル1F	特定非営利活動法人 CILひこうせん	訪問介護	平成22年2月2日
			介護予防訪問介護	
エール・ケア東松山	東松山市神明町2-16-15	有限会社神澤商店	福祉用具貸与	平成22年2月1日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			居宅介護支援	
			介護予防福祉用具貸与	
株式会社椿	幸手市南3-14-14	株式会社椿	居宅介護支援	平成22年1月21日

おがの薬局	秩父郡小鹿野町 小鹿野304-6	有限会社秩父薬 剤師会調剤セン ター	居宅療養管理指導	平成22年1月 27日
			介護予防居宅療養管 理指導	
高齢者福祉施設 ひまわり	越谷市川柳町1 -305	株式会社相輝	認知症対応型共同生 活介護	平成22年1月8 日
			小規模多機能型居宅 介護	
			介護予防認知症対応 型共同生活介護	
			介護予防小規模多機 能型居宅介護	
グループホームく わの木苑	大里郡寄居町用 土1561-1	株式会社日本社 会事業開発研究 所	認知症対応型共同生 活介護	平成21年8月1 日
			介護予防認知症対応 型共同生活介護	
グループホームま つの木苑	深谷市田中95 -1	株式会社日本社 会事業開発研究 所	認知症対応型共同生 活介護	平成21年8月 31日
			介護予防認知症対応 型共同生活介護	
さくらの山歯科ク リニック	鶴ヶ島市上広谷 2-10 MRビル 1F	猪瀬正彦	居宅療養管理指導	平成21年9月1 日
			介護予防居宅療養管 理指導	
居宅介護支援事 業所 よしみの	比企郡吉見町地 頭方333	社会福祉法人 雄飛	居宅介護支援	平成22年2月 10日
もしもし薬局	鶴ヶ島市富士見 1-8-20 サン ハイツ若葉102	合資会社エムフ ァーマ	居宅療養管理指導	平成22年1月1 日

告 示

埼玉県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
株式会社 ふれあい 広場	所在地	新座市東北1-6- 2	新座市東北2-29 -11 1F	居宅介護支援
有限会社 未来介 護サービス	所在地	川口市西青木	川口市上青木	居宅介護支援
		3-10-21 コ-ヨ-ハイツ	4-5-7 矢野ビル	介護予防訪問介護
		101	102	訪問介護
グループホーム 紙 ふうせん	名称	グループホーム き じが丘	グループホーム 紙 ふうせん	認知症対応型共同 生活介護

告示

埼玉県告示第二百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	休 止 年 月 日
ケアプラン花ごころ	春日部市谷原1-1314	居宅介護支援	平成22年2月5日

告 示

埼玉県告示第二百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
もしもし薬局	坂戸市南町31-15	居宅療養管理指導	平成21年12月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
三郷藤光苑	三郷市彦野1-202	訪問介護	平成18年3月1日
		通所介護	
		短期入所生活介護	
		介護予防通所介護	
		介護予防短期入所生活介護	
株式会社寿介護エス・オ ー・エス 所沢	所沢市東狭山ヶ丘1-6 -1カーサ・カルモ1F	訪問介護	平成21年3月31日
		介護予防訪問介護	

告 示

埼玉県告示第二百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
医療法人社団医鳳会 並木病院	医療法人社団医鳳会	所沢市東狭山ヶ丘5-2753	平成22年1月4日
園田眼科	園田 正雄	草加市高砂2-9-1 草加マ ルイ&アウトレット7F	平成22年2月1日
医療法人社団 恵重会 大越医院	医療法人社団恵重会	越谷市平方1705-1	平成22年1月8日
戸田公園駅前眼科医 院	武島 俊介	戸田市本町4-14-24ダイ ヤモンドビル	平成22年2月4日
渋谷医院	澁谷 幸一	鳩ヶ谷市坂下町2-2-26 2階	平成22年1月1日
杉浦小児科	杉浦 正俊	三郷市谷中268 エムズタウ ン三郷中央2F	平成22年1月6日
たかさご歯いしゃ	小垣佑一朗	草加市高砂1-3-20	平成21年11月1日
上藤沢キリン歯科クリ ニック	井上 信行	入間市上藤沢647-3	平成22年2月1日
渋谷歯科医院	澁谷 尚子	鳩ヶ谷市坂下町2-2-16 1F	平成22年1月1日
ファイン矯正歯科	医療法人社団 ArtSmile	朝霞市浜崎1-2-10アゴラ 21ビル7F	平成22年1月20日
渡邊歯科口腔外科医 院	渡邊 英継	秩父郡皆野町皆野1978-6	平成22年2月8日
くりはら歯科医院	栗原俊彦	南埼玉郡白岡町千駄野719 マミーマート白岡店内	平成22年1月19日
ソフト歯科	西牧 修也	蕨市中央3-20-13 マル エツ蕨店1F	平成22年2月12日
上石歯科医院	上石 員由	熊谷市新堀751	平成22年2月1日
籠原サンライフ歯科	熊坂 展宏	熊谷市籠原南1-312あかり ビル1F	平成22年1月20日
医療法人社団正皓会 こやま歯科診療室	医療法人社団正皓会	春日部市南中曽根立野107 1	平成21年10月1日
木股歯科医院	木股 司	春日部市米島1160-19	平成21年11月1日
ホワイト歯科	遠藤 純聡	上尾市原新町6-10-101	平成21年12月1日
行田市薬剤師会 営 ぶ じみ薬局	有限会社行田市薬剤 師会調剤センター	行田市富士見町2-3-8	平成22年1月1日
よつば薬局	有限会社よつば薬局	行田市富士見町2-1-12	平成22年1月1日
平塚薬局岡部店	株式会社ウィーズT	深谷市岡2809-6	平成22年1月20日
健ナビ薬局戸田公園	薬樹株式会社	戸田市新曽南2-4-8	平成22年2月1日
さいたま薬局 北本店	株式会社コム・メデイ カル	北本市荒井5-257-2	平成22年2月5日
もしもし薬局	合資会社エムファーマ	鶴ヶ島市富士見1-8-20サ ンハイツ若葉102	平成22年1月1日
チューリップ薬局 高野 台店	株式会社セキ薬品	北葛飾郡杉戸町高野台東1 -6-3	平成22年2月1日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
石山 貴久		みらい整骨院 川口	川口市仲町3-6	平成22年1月18日
大村 渉		おおはら村鍼灸整骨院	所沢市元町28-7K&K 所沢1F	平成21年12月26日
渡邊 功二		西上尾接骨院	上尾市小敷谷880-69	平成22年1月15日
小峰 拓也		新越谷駅前鍼灸整骨院	越谷市南越谷4-4-2	平成22年1月25日
小澤 陽平		越谷駅前鍼灸整骨院	越谷市弥生町3-30	平成22年1月12日
宮尾 良之		幸手駅前鍼灸マッサージ 整骨院	幸手市中1-2-3	平成22年1月14日
林 眞晴		はやし整骨院	比企郡鳩山町小用1208 -26	平成22年1月13日
菊地 英治		東十条駅前整骨院	北区東十条4-5-23	平成22年1月1日
杉山 兼一		栄接骨院	新座市栄4-5-34	平成22年1月14日
五十嵐 圭		訪問リハビリ・マッサージ さくら草	越谷市蒲生東町8-15 佐藤方	平成21年12月3日
渋谷 亘		渋谷鍼灸治療院	川口市戸塚2-2-11 第五戸張ハイツ101	平成22年1月29日
金子 哲也		新越谷駅前鍼灸整骨院	越谷市南越谷4-4-2	平成22年1月25日

告 示

埼玉県告示第二百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イトーヨーカ堂 錦町店

蕨市錦町一丁目三百五十一五

戸田市上戸田一丁目二十三一六

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後十時まで

（変更後）午前四時から午後十時まで

ハ 変更年月日

平成二十二年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月一日

二 縦覧期間

平成二十二年二月二十六日から平成二十二年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月二十六日から平成二十二年六月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂川越店

川越市新富町一丁目二十

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前六時から午後十時まで

（変更後）午前四時から午後十時まで

ハ 変更年月日

平成二十二年三月一日

ニ 届出年月日

平成二十二年二月一日

二 縦覧期間

平成二十二年二月二十六日から平成二十二年六月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年二月二十六日から平成二十二年六月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理 事
藤 村 正	新 井 稔	関 根 一 男	寺 山 雅 夫	秋 山 元 治	金 子 一 夫	川 邊 俊 一	藤 村 武 夫	新 井 幹 雄	間 中 隆 治	坂 本 精 吾	神 田 良 二	荒 川 弘	馬 場 辰 也	山 中 直 治	大 山 一 雄
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	鴻 巣 市 広 田 二 九 五 二 番 地 一
屈 巢 四 三 〇 四 番 地	関 新 田 五 二 四 番 地	広 田 二 九 九 七 番 地 二	関 新 田 六 〇 六 番 地	同 三 五 七 〇 番 地	同 二 七 四 七 番 地	同 二 五 五 三 番 地	同 二 五 一 四 番 地	同 四 四 八 一 番 地	屈 巢 四 六 一 二 番 地	同 三 五 〇 九 番 地 一	同 九 一 〇 番 地	同 二 三 二 二 番 地 口	同 三 三 〇 六 番 地	同 三 〇 六 六 番 地	

告 示

埼玉県告示第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、狭山市長から、平成二十二年二月十九日に、狭山市営土地改良事業笹井地区（基盤整備促進事業）の換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、嵐山中部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所	
理事	青木 寅吉	比企郡嵐山町大字越畑	九五六番地一

告 示

埼玉県告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 施行者の名称
さいたま市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
さいたま都市計画道路事業三・三・百大宮岩槻線
- 三 事業施行期間
平成二十二年二月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - イ 収用の部分
埼玉県さいたま市大宮区堀の内町二丁目、堀の内町三丁目、見沼区大和田町一丁目地内
 - ロ 使用の部分
なし

告示

埼玉県告示第二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上田清司

- 一 施行者の名称
さいたま市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
さいたま都市計画道路事業三・三・一六田島大牧線
- 三 事業施行期間
平成二十二年二月二十六日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - イ 収用の部分
埼玉県さいたま市浦和区前地三丁目地内、緑区太田窪一丁目、南区太田窪二丁目、緑区太田窪三丁目、緑区原山一丁目地内
 - ロ 使用の部分
なし

告 示

埼玉県告示第二百五十八号

新座市から新座都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百五十九号

新座市から新座都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十号

新座市から新座都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十一号

ふじみ野市から富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十二号

ふじみ野市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けた
ので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課
において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十二号

北本市から北本都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

北本市から北本都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

入間市野田土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二年六月二十九日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

入間市大字野田字笹井境の全部、大字野田字八木、字前八木、字山王塚及び字

二階東の各一部

四 事務所の所在地

入間市豊岡一丁目十六番一号

入間市役所区画整理部区画整理課内

五 設立認可の年月日

平成二年六月二十九日

六 変更認可の年月日

平成二十二年二月二十六日

告 示

埼玉県告示第二百六十六号

土地区画整理法昭和二十九年法律第百十九号（第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

朝霞市根岸台五丁目土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成九年一月二十八日から平成二十四年三月三十一日まで

三 施行地区

朝霞市根岸台四、五、六丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県朝霞市根岸台五丁目六番十四号

五 設立認可の年月日

平成九年一月二十八日

六 変更認可の年月日

平成二十二年二月二十六日

告 示

埼玉県告示第二百六十七号

新座市から新座都市計画新堀二丁目土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十八号

新座市から新座都市計画栄・池田土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百六十九号

土地区画整理法昭和二十九年法律第百十九号（第二十九条第一項の規定により、三郷市三郷インター南部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

矢口 雄二 三郷市彦江一丁目一八〇番地

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 鴻巣羽生線

三 道路の区域

旧新 B	旧 A	旧 新 別
鴻巣市大字安養寺二五〇番三地从先 から同市屈巢字九反地一五二三番 地先まで	鴻巣市大字安養寺二五 番七地从先 から同市屈巢字九反地一五三七番 地先まで	区 間
一・二・〇〇〇四一・七七	五・五〇〇一〇・五〇	敷地の幅員 (メートル)
九七五・〇〇	七六五・〇〇	延 長 (メートル)
県道行田蓮田線の重複箇所あり	鴻巣市道に移管する	備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 行田蓮田線

三 道路の区域

新 B	旧 A	旧 新 別
鴻巣市屈巢字馬洗戸五 九五番一 地先から同市大字安養寺字西裏三 二 番二地先まで	鴻巣市屈巢字馬洗戸五二 番一 地先から同市大字安養寺字中宿四 一 二番一地先まで	区 間
一 二・〇〇〇四一・七七	六・五〇〇一四・七六	敷地の幅員 (メートル)
七七〇・〇〇	六四三・〇〇	延 長 (メートル)
鴻巣羽生線との重 複箇所である	鴻巣羽生線との一 部重複箇所も含め て鴻巣市道へ引継 ぐ	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>一般国道二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>比企郡川島町かわじま二丁目二三番地先から同郡同町かわじま二丁目一 番一―地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年二月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長九三一・一 メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から三十日間埼玉県東松山県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 吉 田 耕 三

<p>県道岩殿観音南戸守線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>東松山市大字高坂字参番町一〇五二番一地从り同市大字高坂字参番町一〇七七番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年二月二十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長四一三・五メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢 郁一郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
番一 地先 まで 同 町大 字芋 茎字 狭間 一一 九八	北 崎玉 郡騎 西町 大字 鴻茎 字白 山一 二五 九番 一地 先か ら同 郡	番一 地先 まで 同 町大 字芋 茎字 狭間 一一 五一 山一 二五 四番 一地 先か ら同 郡	番一 地先 まで 同 町大 字芋 茎字 芋郷 一二 九一 山一 二五 四番 一地 先か ら同 郡	北 崎玉 郡騎 西町 大字 鴻茎 字白
四 七・ 〇〇	二 五・ 〇七 ）	一 〇・ 二七 ） 四 四・ 二〇	一 〇・ 二七 ） 四 四・ 二〇	敷 地の 幅員 （メ ートル）
八 四六 ・三 〇	一 〇六 二・ 二〇	八 七九 ・〇 〇	八 七九 ・〇 〇	延 長 （メ ートル）
				備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年二月二日

指令川建セ第二一〇一五八〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十二日

第二一〇一七三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字小川字大豆五駄一四一 六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大里郡寄居町大字富田二〇二七 六 フローレゾンニ 二〇三

新井 通高

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により

同法第八十六条第一項の規定による認定を取り消したいので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

第四号	認定取消 番号
平成二十二年二月二十二日	認定取消年月日
埼玉県ふじみ野市上野台二丁目一五〇〇番二五号、一五〇〇番二六号、同市三丁目一四四六番五号、一一六二番三号、一五〇〇番一一号、一五〇四番三号	対象 区 域
第二号	既認定番号
昭和五十七年四月二十七日	既認定年月日

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名

坂戸市末広町十三番六十六号 福 間 大 蔵

二 建築協定区域

坂戸市末広町十三番十六号他百十二筆

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十九年三月十四日に行った道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

取 消 番 号	第 二 号
取 消 年 月 日	平 成 二 十 二 年 二 月 十 九 日
取 り 消 し た 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置	入 間 郡 三 芳 町 大 字 藤 久 保 （ 元 上 南 畑 分 ） 字 浅 間 後 三 八 〇 七 番 の 二 及 び 三 八 〇 七 番 の 三
道 路 の 幅 員 （ 単 位 メ ー ト ル ）	四 ・ 〇 〇
道 路 の 延 長 （ 単 位 メ ー ト ル ）	三 五 ・ 〇 〇
申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称	埼 玉 県 入 間 郡 三 芳 町 大 字 藤 久 保 三 八 五 一 番 三 芳 町 北 松 原 土 地 区 画 整 理 組 合 理 事 長 塩 野 利 夫

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十二年二月十五日

指令越建セ第二〇〇一五二一号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十三日

第四一九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡栗橋町大字栗橋字道下西三〇三一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鴻巣市上谷字砂場六八七番地一

社会福祉法人 元気村 理事長 神成 裕

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年九月二十五日

指令越建セ第二一〇〇七九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月十九日

第四二〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字椿六四九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字椿六四八番地

相沢 稔司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十一月二十七日

指令越建セ第二一〇一四四〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十二日

第四二一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字堤根字塘四〇二〇―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県沼田市東原新町一九〇九番地 豊和アパート二号

熊倉 裕二

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令越建セ第二一〇一四七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年二月二十二日

第四二四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字杉戸字上杉戸四九三―一、四九四―一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

草加市青柳六丁目二番二二号 パレス篠宮二〇一号

腰原 聖士

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木洋美後援会	荒木 洋美	荒木 孝之	春日部市新宿新田257-19	平成22年 1月 7日
今家元治後援会	大里 哲二	片山 直美	戸田市早瀬1-5-10	平成22年 1月26日
いんだ浩利後援会	鈴木 こず恵	櫻井 万里子	さいたま市緑区東浦和7-48-11-408	平成22年 1月26日
うづき武彦後援会	多田 登	西 俊幸	春日部市小淵162-1春日部サンハイツ2-404	平成22年 1月22日
大久保進後援会	大久保 進	大久保 まち子	秩父市黒谷934-7	平成22年 1月25日
岡野まさひこ友の会	新保 知義	岡野 忠彦	比企郡ときがわ町番匠403-1	平成22年 1月14日
落合周一後援会	星野 勇	内海 孝	児玉郡神川町関口97-3	平成22年 1月 8日
笠原こうへい後援会	江田 篤弘	三橋 操	秩父市荒川上田野1293-2	平成22年 1月26日
かわいひろあき後援会	山田 市郎	清水 幸子	越谷市南荻島144-13	平成22年 1月21日
臥竜の会	新藤 勝男	宮坂 一二	比企郡小川町大塚1267	平成22年 1月12日
幸福実現党久喜後援会	松本 博史	工藤 由美	南埼玉郡白岡町小久喜675-1パークシティ白岡 602	平成22年 1月18日
幸福実現党草加後援会	内藤 博文	藪田 美喜子	八潮市木曽根1221-6	平成22年 1月18日
幸福実現党富士見後援会	鈴木 拓哉	清水 好江	富士見市西みずほ台2-8-16第一村田ロイヤル ハイツ306	平成22年 1月18日
幸福実現党武蔵浦和後援会	緑川 風子	高橋 淳子	さいたま市南区曲本5-6-9	平成22年 1月18日
小輪瀬英一後援会	小輪瀬 英一	小輪瀬 博子	比企郡ときがわ町玉川1334-1	平成22年 1月 7日
五野上しげじ後援会	関根 菊雄	五野上 正雄	秩父市山田61-2	平成22年 1月18日
斉藤広子後援会	斉藤 広子	町田 圭子	久喜市野久喜373-3	平成22年 1月15日
栄ひろみ後援会	栄 美千代	島田 桂蔵	春日部市粕壁1-9-43	平成22年 1月21日

竹森かおる後援会	関根 文男	大沢 順子	東松山市下青鳥 7 0 3 - 1	平成22年 1月22日
チェンジ市民の会	高柳 美知子	土肥 悦子	戸田市本町 3 - 8 - 1 3	平成22年 1月29日
戸田政治経済研究会	高橋 秀樹	中島 巖	戸田市喜沢 2 - 2 3 - 1 0	平成22年 1月15日
戸田に活力を！市民の会	今家 元治	片山 直美	戸田市早瀬 1 - 5 - 1 0	平成22年 1月26日

(イ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
大野もとひろ後援会	向山 勝	吉野 喜平	川口市南前川 2 - 4 - 3	大野 元裕	参議院議員	平成22年 1月19日

告 示

埼玉県選挙管告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党参議院比例区第7総支部	名称	公明党参議院比例区第7総支部	公明党参議院埼玉選挙区第2総支部	平成22年1月4日
自由民主党埼玉県第十一選挙区支部	会計責任者	安藤 理香	新井 直美	平成22年1月21日
自由民主党埼玉県第十五選挙区支部	会計責任者	清水 弘子	榎本 弘	平成22年1月29日
自由民主党埼玉県第十二選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成22年1月6日
	公職の候補者の氏名		小島 敏男	同 上
	公職の種類		衆議院議員	同 上
自由民主党埼玉県第八選挙区支部	主たる事務所の所在地	所沢市小手指町1-39-9大城ビル3F	所沢市上新井808-5	平成22年1月19日
自由民主党所沢支部	主たる事務所の所在地	所沢市小手指町1-39-9大城ビル3F	所沢市上新井808-5	平成22年1月22日
自由民主党東秩父支部	代表者	渡辺 均	江原 宏	平成22年1月26日
	会計責任者	眞下 昉身	上田 勝彦	同 上
	主たる事務所の所在地	秩父郡東秩父村白石789	秩父郡東秩父村奥沢9	同 上

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
あびこ和子後援会	会計責任者	内田 和子	田村 泰雄	平成22年1月8日
阿部かおる後援会	会計責任者	阿部 勝彦	山崎 嘉子	平成22年1月4日
池内やそしろう後援会	会計責任者	中村 章	加山 満夫	平成22年1月19日
維新政党・新風埼玉県本部	代表者	梅澤 正樹	平田 啓介	平成22年1月22日
	会計責任者	梅澤 正樹	牛尾 克己	同 上
	主たる事務所の所在地	越谷市伊原2-22-22	川口市東川口4-29-39-203	同 上
市川金雄後援会	代表者	小島 次郎	岩田 要次郎	平成22年1月28日

江田はるお後援会	会計責任者	江田 芳枝	新井 佐一	平成22年 1月25日
大久保まさる後援会	会計責任者	小澤 正幸	小澤 高司	平成22年 1月20日
おおはし良一後援会	会計責任者	坪井 敬	島崎 庄司	平成22年 1月21日
かとう久子とやさしい街づくりをすすめる会	会計責任者	石澤 弘美	的場 静	平成22年 1月 5日
桐野忠後援会	主たる事務所の所在地	川越市の場新町 1 - 6	川越市霞ヶ関北 6 - 1 - 1	平成22年 1月15日
玉山会	代表者	白石 貞雄	鈴木 正夫	平成22年 1月21日
小泉龍司後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成22年 1月 7日
	公職の候補者の氏名		小泉 龍司	同 上
	公職の種類		衆議院議員	同 上
小泉龍司本庄地区後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成22年 1月 7日
	公職の候補者の氏名		小泉 龍司	同 上
	公職の種類		衆議院議員	同 上
幸福実現党上尾後援会	名称	幸福実現党上尾後援会	いんだ浩利後援会	平成22年 1月18日
	会計責任者	須永 利江	小浦 東世	同 上
	主たる事務所の所在地	北本市本宿 6 - 2 6 2 - 1	上尾市柏座 2 - 2 - 2 0 藤栄ビル1階	同 上
幸福実現党人間後援会	名称	幸福実現党人間後援会	かがみ正人後援会	平成22年 1月18日
	会計責任者	富山 健二	田上 雅啓	同 上
	主たる事務所の所在地	入間市久保稲荷 1 - 1 4 - 3	入間市豊岡 3 - 8 - 1 5 後藤ビル1 F	同 上
幸福実現党浦和後援会	名称	幸福実現党浦和後援会	石井安後援会	平成22年 1月18日
	代表者	仙波 洋史	小川 孝二	同 上
	会計責任者	櫻井 万里子	小川 孝二	同 上

	主たる事務所の所在地	さいたま市緑区東浦和7-48-11-408	さいたま市南区辻3-2-28	同	上
幸福実現党大宮後援会	名称	幸福実現党大宮後援会	佐々木正子後援会	平成22年	1月18日
	代表者	佐々木 正子	松田 延身	同	上
	会計責任者	吉野 弘通	林 厚雄	同	上
	主たる事務所の所在地	さいたま市北区別所町46-28	さいたま市大宮区吉敷町4-29-1コ 一ボ吉敷201号	同	上
幸福実現党春日部後援会	名称	幸福実現党春日部後援会	鈴木こず恵後援会	平成22年	1月18日
	代表者	黒田 祐弘	船見 泰市	同	上
	会計責任者	渡辺 千代子	野原 洋子	同	上
	主たる事務所の所在地	春日部市武里中野692-5	春日部市柏壁東2-3-29プロスパラ ス吉野1F	同	上
幸福実現党川口後援会	名称	幸福実現党川口後援会	鈴木つよし後援会	平成22年	1月26日
	代表者	鈴木 豪	丸山 勝正	同	上
	主たる事務所の所在地	川口市新堀826-4	川口市元郷4-7-18	同	上
幸福実現党川越後援会	名称	幸福実現党川越後援会	野沢ながてる後援会	平成22年	1月18日
	主たる事務所の所在地	川越市今成1-13-1	川越市脇田本町14-11まきビル3F	同	上
幸福実現党熊谷後援会	名称	幸福実現党熊谷後援会	清水てつお後援会	平成22年	1月18日
	代表者	近藤 弘樹	斉藤 直人	同	上
	会計責任者	宮田 さとみ	水野 園子	同	上
	主たる事務所の所在地	羽生市南羽生3-3-8	熊谷市筑波1-136	同	上
幸福実現党越谷後援会	名称	幸福実現党越谷後援会	飯田たけし後援会	平成22年	1月18日
	代表者	渡辺 元春	豊田 利雄	同	上
	会計責任者	野口 佐知子	渡辺 和重	同	上

幸福実現党埼玉県本部	主たる事務所の所在地	越谷市東町3-231-8	越谷市千間台西3-1-15	同	上
	代表者	大塚 祐子	内海 浩唯	平成22年	1月26日
	会計責任者	櫻井 万里子	内海 浩唯	同	上
	主たる事務所の所在地	春日部市増富267-7	さいたま市浦和高砂4-4-19タック高砂1F	同	上
幸福実現党さいたま東後援会	公職の候補者の氏名	大塚 祐子	内海 浩唯	同	上
	名称	幸福実現党さいたま東後援会	内海浩唯後援会	平成22年	1月22日
	代表者	富永 忠男	津雪 茂雄	同	上
	会計責任者	石川 卓	津雪 茂雄	同	上
	主たる事務所の所在地	さいたま市岩槻区府内1-6-48	さいたま市浦和高砂4-4-19タック高砂1F	同	上
幸福実現党坂戸後援会	名称	幸福実現党坂戸後援会	町田たかし後援会	平成22年	1月18日
	代表者	佐藤 文彦	清井 清治	同	上
	主たる事務所の所在地	東松山市御茶山町9-24	坂戸市千代田3-10-1第1原マンション102号室・103号室	同	上
幸福実現党幸手後援会	名称	幸福実現党幸手後援会	谷井みほ後援会	平成22年	1月18日
	会計責任者	河原 多江子	巻島 安雄	同	上
幸福実現党秩父後援会	名称	幸福実現党秩父後援会	黒田よしひろ後援会	平成22年	1月18日
	会計責任者	飯野 悟美	小林 康樹	同	上
	主たる事務所の所在地	秩父市上宮地町27-2	深谷市西島町1-7-11	同	上
幸福実現党所沢後援会	名称	幸福実現党所沢後援会	桜沢まさあき後援会	平成22年	1月18日
	代表者	斉藤 治正	丹治 誠	同	上
	会計責任者	佐藤 初枝	酒井 智恵	同	上
	主たる事務所の所在地	所沢市北有楽町19-13	所沢市緑町4-4-13サンフラワー1F	同	上

小島敏男後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成22年 1月 6日
	公職の候補者の氏名		小島 敏男	同 上
	公職の種類		衆議院議員	同 上
埼玉土地改良政治連盟	会計責任者	中山 輝男	山崎 毘代次	平成22年 1月22日
埼玉県商工政治連盟幸手支部	会計責任者	折原 好伸	金井 宏	平成22年 1月28日
埼玉県商工政治連盟蓮田支部	会計責任者	関根 昇司	山崎 俊雄	平成22年 1月26日
埼玉県商工政治連盟羽生支部	会計責任者	荒木 秀雄	井上 昭二郎	平成22年 1月18日
埼玉清志会	代表者	小川 裕児	清水 千鶴子	平成22年 1月28日
	主たる事務所の所在地	さいたま市北区吉野町 1 - 3 9 4	さいたま市北区吉野町 2 - 1 7 2 - 3	同 上
埼玉民社協会	主たる事務所の所在地	上尾市川 2 0 8 - 2 武藤政春事務所気付	さいたま市浦和区高砂 4 - 4 - 1 三幸ビル 6 0 5 中田事務所	平成22年 1月26日
佐原のりまさを市政に送る会	会計責任者	細田 洋一郎	新井 紀一	平成22年 1月21日
しばやま昌彦後援会	主たる事務所の所在地	所沢市小手指町 1 - 3 9 - 9 大城ビル 3 F	所沢市上新井 8 0 8 - 5	平成22年 1月19日
しまの和夫後援会	主たる事務所の所在地	北本市本町 6 - 1 7 1 - 1	北本市栄 7 - 2 - 1 6 - 3 0 7	平成22年 1月15日
社会福祉政策推進党	名称	社会福祉政策推進党	熊谷近未来懇話会	平成22年 1月20日
庄和町井上直子後援会	会計責任者	島村 豊	野口 晃	平成22年 1月 7日
自由民主党さいたま市議会議員団政治連盟	代表者	青羽 健仁	武笠 光明	平成22年 1月 6日
	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区元町 1 - 3 2 - 1 0	さいたま市緑区三室 2 3 5 4	同 上
高田やすお後援会	主たる事務所の所在地	比企郡川島町虫塚 2 5 5 - 1	比企郡川島町虫塚 2 2 5 - 1	平成22年 1月28日
高畑博後援会	代表者	溝口 幸治	鈴木 久夫	平成22年 1月 7日
田中良生後援会	会計責任者	清水 弘子	榎本 弘	平成22年 1月29日
貫井浩後援会	代表者	星野 武	大谷 昇一	平成22年 1月13日

	会計責任者	小峰 徳治	貫井 義昭	同 上
福和会	主たる事務所の所在地	熊谷市本石 2 - 1 4 3	熊谷市本石 2 - 2 4 2	平成22年 1月 6日
松崎誠後援会	会計責任者	松崎 誠	岡田 邦太郎	平成22年 1月22日
村田ふじ子後援会	会計責任者	福西 真司	加島 勇	平成22年 1月15日
吉田しんげ児玉地域後援会	主たる事務所の所在地	本庄市児玉町八幡山 2 3 7 - 2 長浜町会館	本庄市児玉町八幡山 3 5 5	平成22年 1月14日

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成22年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党埼玉県畜産支部	平成22年1月14日	平成22年1月20日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
明日の富士見をつくる市民の会	平成21年12月31日	平成22年1月5日
新井兄三郎後援会	平成21年12月30日	平成22年1月25日
危機管理研究会	平成21年12月31日	平成22年1月6日
きくち政美と新しい春日部をつくる会	平成21年12月28日	平成22年1月28日
きくち政美と新しい豊野をつくる会	平成21年12月28日	平成22年1月28日
小島敏男大利根後援会	平成21年12月31日	平成22年1月7日
税理士による大野まつしげ後援会	平成21年12月31日	平成22年1月27日
共に考え・共に歩む市民の会	平成21年12月26日	平成22年1月26日
原田つねお後援会	平成21年10月24日	平成22年1月13日
増田博史後援会	平成21年12月31日	平成22年1月19日
松本みつふさ後援会	平成21年12月30日	平成22年1月5日

別記2（平成22年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
笠原こうへい後援会	平成22年1月15日	平成22年1月26日

別記3

政治団体の名称 自由民主党埼玉県畜産支部

報告年月日 平成22年1月6日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 64,290円

ア 前年繰越額 64,243円

イ 本年収入額 47円

(2) 支出総額 0円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入 47円

合計 47円

報告年月日 平成22年1月20日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 64,299円

ア 前年繰越額 64,290円

イ 本年収入額 9円

(2) 支出総額 64,299円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入 9円

合計 9円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金 64,299円

合計 64,299円

〔うち本部又は支部に対して供与した
交付金に係る支出 64,299円〕

政治団体の名称 明日の富士見をつくる市民の会

報告年月日 平成22年1月5日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 新井兄三郎後援会

報告年月日 平成22年1月25日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,207,957円

ア 前年繰越額 7,957円

イ 本年収入額 1,200,000円

(2) 支出総額 1,149,884円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附 1,200,000円

合計 1,200,000円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (住所)

新井兄三郎 1,200,000円 秩父市

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 人件費	120,000 円
(イ) 光熱水費	43,584 円
(ウ) 備品・消耗品費	6,300 円
(エ) 事務所費	980,000 円
合 計	1,149,884 円

政治団体の名称 危機管理研究会

報告年月日 平成22年1月6日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額	492,927 円
ア 前年繰越額	303,291 円
イ 本年収入額	189,636 円
(2) 支 出 総 額	492,927 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	
10万円未満の収入	189,636 円
合 計	189,636 円

(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	210,947 円
(イ) 調査研究費	281,980 円
合 計	492,927 円

政治団体の名称 きくち政美と新しい春日部を
つくる会

報告年月日 平成22年1月28日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額	5,000 円
ア 前年繰越額	0 円

イ 本年収入額 5,000 円

(2) 支 出 総 額 0 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 個人の負担する党費又は会費 5,000 円
(1人)

合 計 5,000 円

政治団体の名称 きくち政美と新しい豊野をつ
くる会

報告年月日 平成22年1月28日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額	5,000 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	5,000 円
(2) 支 出 総 額	0 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	5,000 円
	(1人)
合 計	5,000 円

政治団体の名称 小島敏男大根根後援会

報告年月日 平成22年1月7日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入 総 額	353,012 円
ア 前年繰越額	52,974 円
イ 本年収入額	300,038 円
(2) 支 出 総 額	353,012 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	

(ア) 寄 附	
a 政治団体からの寄附	300,000 円
イ その他の収入	
10万円未満の収入	38 円
合 計	300,038 円
[寄附の内訳]	
ア 政治団体からの寄附	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
熊谷政治経済懇話会	300,000 円 熊谷市
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	345,729 円
(イ) 寄附・交付金	7,283 円
合 計	353,012 円
政治団体の名称	税理士による大野まつしげ後援会
報告年月日	平成22年1月27日
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	620,080 円
ア 前年繰越額	409,841 円
イ 本年収入額	210,239 円
(2) 支出 総 額	620,080 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 政治団体からの寄附	100,000 円
イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
(ア) 役員会並びに「大野まつしげ先生を 囲んでの協議会」事業	110,000 円
ウ その他の収入	
10万円未満の収入	239 円

合 計	210,239 円
[寄附の内訳]	
ア 政治団体からの寄附	
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	
埼玉県税理士政治連盟	100,000 円 さいたま市
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	214,760 円
(イ) 寄附・交付金	350,000 円
(ウ) その他の軽費	55,320 円
合 計	620,080 円

政治団体の名称 共に考え・共に歩む市民の会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 山口 保
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 春日部市議会議員
 報告年月日 平成22年1月26日
 (平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	92,950 円
ア 前年繰越額	92,950 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出 総 額	0 円

政治団体の名称 原田つねお後援会
 報告年月日 平成22年1月13日
 (平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入 総 額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出 総 額	0 円

政治団体の名称 増田博史後援会
 報告年月日 平成22年1月19日

(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 松本みつふさ後援会

報告年月日 平成22年1月5日

(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 笠原こうへい後援会

報告年月日 平成22年1月26日

(平成17年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成18年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
荒木 洋美	春日部市議会議員	荒木洋美後援会	春日部市新宿新田257-19	平成22年1月7日
大久保 進	秩父市議会議員	大久保進後援会	秩父市黒谷934-7	平成22年1月25日
斉藤 広子	久喜市議会議員	斉藤広子後援会	久喜市野久喜373-3	平成22年1月15日

告 示

埼玉県選管告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
石川 智	熊谷市議会議員	社会福祉政策推進党	名称	社会福祉政策推進党	熊谷近未来懇話会	平成22年 1月20日
桐野 忠	川越市議会議員	桐野忠後援会	主たる事務所の所在地	川越市市場新町 1 - 6	川越市霞ヶ関北 6 - 1 - 1	平成22年 1月15日
福田 和彦	熊谷市議会議員	福和会	主たる事務所の所在地	熊谷市本石 2 - 1 4 3	熊谷市本石 2 - 2 4 2	平成22年 1月 6日

告 示

埼玉県選管告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十二年二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成22年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
山口 保	春日部市議会議員	共に考え・共に歩む市民の会	平成21年12月26日	平成22年 1月26日